

平成25年度 和地・堀切・伊良湖小学校PTA 関係一覧表

	和地小学校PTA	堀切小学校PTA	伊良湖小学校PTA
学級委員	<p>◎学級委員の選出について</p> <p>1 児童1人に対して原則1回行う。</p> <p>2 1学年で2名以上を選出する。(なお、6年間で12名以上選出できる場合は高学年で行う。3 2名の学級委員の構成は、男女各1名ずつとする。奇数の場合は男性の委員を多く選出する。</p> <p>4 PTA会長は学級委員を兼ねることもできる。</p> <p>5 1人の児童に対して、すでに兄弟姉妹で2回以上行うことが決まっている保護者については、考慮する。</p>	<p>細則 2条 役員・委員の選出</p> <p>1 会長は、児童保護者の中から選出される。</p> <p>2 常任委員は前年度委員が選出する。</p> <p>3 学年委員は3学期の保護者会の席で選出する</p> <p>4 会長以外の役員は、常任委員会で選出する。</p>	<p>父母と教師の会 細則</p> <p>1 会長は、常任委員会で児童の父母から選出</p> <p>2 副会長は、会長のでない区の父母から選出</p> <p>6 常任委員は会長が委嘱する。 (自治会長2、代理者2、委員長4)</p> <p>7 学級委員は、各学年より男子1名、女子1名選出する。男子は原則として奇数学年は伊良湖、偶数学年は日出より選出する。ただし、地区の保護者が1名以内の場合は、地区に関係なく学年から2名選出する。</p>
委員会	<p>第5条 常置委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・生活委員会 5名</li> <li>・保健・厚生委員会 4名</li> <li>・研修・広報委員会 4名</li> </ul>	<p>細則 第18条 常任委員会</p> <p>1 生活環境委員会 5名</p> <p>2 保健厚生委員会 4名</p> <p>3 広報研修委員会 4名</p>	<p>細則 専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境委員会 3名</li> <li>○保健・厚生委員会 3名</li> <li>○教養文化委員会 3名</li> <li>○広報委員会 3名</li> </ul>
会費	<p>第15条 本会の経費は会費及び寄付金をもってあてる。</p> <p>会費は、正会員を年額2,400円とし、賛助会員を年額1,700円とする。</p> <p>会費 700円×59(実家庭59+職員11) 協力金 1,700円×315世帯 総額576,800円</p>	<p>細則 第3条</p> <p>1 児童が在籍する家庭 1,400円</p> <p>2 児童が在籍しない家庭 1,300円</p> <p>2地区 1,300円×483世帯</p> <p>在籍児童 1,400円×82人</p> <p>学校職員 2,700円×12人 総額765,400円</p>	<p>細則 会費の徴収規定</p> <p>1 会費は、年額一律2,000円とする。</p> <p>4 生活保護家庭の会費は免除する。</p> <p>2,000円×186世帯</p> <p>2,000円×11(職員) 総額394,000円</p>
慶弔規	<p>(3) 弔慰金の標準を次のとおりとする。</p> <p>○正会員、顧問、児童</p> <p>香料 10,000円 花輪または生花 一基</p>	<p>慶弔規定</p> <p>1 在籍児童</p> <p>2週間以上入院 見舞金 3,000円</p>	<p>慶弔規定</p> <p>2 会員及び校医が死亡した場合</p> <p>香料5,000円 花輪1基</p>

	和地小学校PTA	堀切小学校PTA	伊良湖小学校PTA
定	<p>○役員・委員の家族(同居の父母、配偶者、子ども) 香料 5,000円</p> <p>(4)役員・委員または配偶者が病気等で1週間以上入院したとき、及びこれに準ずるときは代表者が見舞う。</p> <p>役員・委員 見舞金 3,000円 役員・委員の配偶者 見舞金 2,000円</p>	<p>死亡 香料5,000円 花輪1基</p> <p>2 児童の保護者及び教職員 死亡 香料5,000円 花輪1基</p> <p>申し合わせ事項</p> <p>2 役員・委員・教職員、配偶者一親等同居親族 死亡 香料5,000円</p> <p>3 役員・委員・教職員 7日以上入院 見舞金3,000円</p>	<p>3 PTA役員及び職員の家族が死亡した場合 香料5,000円</p> <p>4 PTA役員及び職員、児童が10日以上入院 見舞金3,000円</p>
合同委員会	<p>校区会長1 地区自治会長3 地区代理3</p> <p>市議員1 青少年家全育成2</p> <p>PTA学級委員13 学校職員11</p>	<p>市議員1 校区会長1</p> <p>堀切自治会 会長1 代理者1</p> <p>小塩津自治会 会長1 代理者1</p> <p>前PTA会長1 PTA委員13 学校職員12</p>	<p>常任委員…自治会長2、代理者2、委員長4</p> <p>PTA会長1 副会長1 学級委員12</p> <p>学校職員11</p>